

# パワハラ防止法と安全配慮義務研修会のご案内

福岡東労働基準協会

2022年4月から「パワハラ防止法」が、中小企業でも施行されます。大企業では2020年6月から施行されています。

パワハラ防止法を踏まえた正しい知識を身につけ、組織的な防止対策がとれるようになることが必要です。パワハラにあたる言動などの基本知識を押さえ、パワハラを起こさないコミュニケーションや部下指導のやり方を知り、職場環境の改善に参考して下さい。

また、同時に「安全配慮義務」についてもパワハラと大いに関係がありますので、並行して開催します。

安全配慮義務の本質は、「労働者を使用する事業者の災害予防責任」で、具体的には「結果責任でなく、災害防止のための手段を尽くすという予防責任」です。

多数の参加をお願いします。

## 記

1. 日 時 令和4年2月18日(金)13時から15時
2. 場 所 リーパスプラザこが(古賀市中央公民館) 2F 多目的ホール
3. 内 容
  - ①パワーハラスメント対策
    - ・パワーハラスメントに関する正しい知識を学ぶ
    - ・コミュニケーションの取り方や部下指導の方法を知り、パワハラを未然に防ぐ
    - ・組織に浸透させ、健全な職場の環境づくり
  - ②安全配慮義務について(災害事例含む)
4. 講 師 (株)ソーシャル・ステップ 代表 渡邊 登美子
5. 定 員 先着100名
6. 受講料 2,000円(会員) 3,000円(非会員)

\* 受講料には資料代・消費税を含む。現金(当日OK)または振込み(振込手数料は受講者負担)

振込先:福岡銀行古賀支店 普通1451941 福岡東講習会事務局あて

下記の申込書に必要事項を記入の上、FAXまたは郵送にてお申し込み下さい。

以 上

## 申込書

会 社 名	部 署	氏 名